

## 最近の判例から

# 市街化調整区域の指定と 転用許可申請協力請求権の消滅時効

(東京地判 平九・三・二四 判タ九五九一―八六) 伊藤 隆之

農地について売買契約が成立した後、当該

整区域に指定された。

農地が市街化調整区域に指定された場合、農地の買主の、売主に対する転用許可申請協力請求権の消滅時効は、市街化調整区域に指定されている間は進行しないとされた事例(東京地判 平成九年三月二十四日 控訴 判例タイムズ九五九号一八六頁)。

## 一 事案の概要

売主Aは昭和四二年一〇月甲農地を、また、売主X<sub>1</sub>は昭和四三年二月乙農地を、買主Bに對し、農地法五条の転用許可を条件に売り渡す旨売買契約を締結し、Bは、両土地について条件付所有権移転登記をした。

Bは両土地を昭和五六年四月Cに譲渡し、Cは平成四年三月Yに譲渡して、Yが、両土地について条件付所有権移転登記をした。本件土地は、昭和四八年一二月、市街化調

Yに対し、本件転用許可申請協力請求権は時効消滅し、又は事情変更(市街化調整区域の指定)による履行不能により売買契約が解除されたとして、登記の抹消を求めた。Yは、市街化調整区域に指定されている間は転用許可申請協力権の消滅時効は進行しない、また、履行不能になるものではないと主張した。

## 二 判決の要旨

これに対し、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 農地法五条の転用許可申請協力請求権は、民法一六七条一項の債権にあたり、通常の場合売買契約成立の日から一〇年間の経過により時効消滅するが、

- (2) 民法一六六条一項にいう「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも要し、
- (3) 農地が市街化調整区域に指定されている農地転用許可を得ることは極めて困難であるから、
- (4) 農地が市街化調整区域に指定されている限り、許可申請協力請求権の消滅時効は進行しないとし、
- (5) また、市街化調整区域に指定されても、履行不能になるものではないとして、
- (6) Xらの請求を棄却した。

## 三 まとめ

農地の売買については、売主の転用許可申請協力請求権の消滅時効の主張に対し、権利濫用であるか否か、争われることが多い。権利濫用にあたるとしたものとして、名古屋裁判昭六一・一〇・二九(判時一二二五―六八)、東京高判昭六〇・三・一九(判タ五五五一三九)、東京高判平三・七・一(判時一四〇一―六二)等があり、あたらないとしたものとして、浦和地裁川越支判昭五八・五・

一九（判時一〇八三一一二〇）がある。

なお、長野地判昭和五六・五・二〇（判時一〇四〇一一二〇）は、転用許可申請協力請求権の消滅時効の起算点は市街化区域指定時であるとする。

本件判決は、市街化調整区域内の農地転用許可の運用の実態を踏まえて、同指定があるのであるから、転用許可を得ることが極めて困難である。権利濫用論を一步進めた、注目すべき判決であろう。

（企画調整部調整第二課長）

## 等価交換事業の中止と報酬請求

（東京地判 平九・五・一四 判タ九六二一一八三） 伊藤 隆之

最近の判例から

等価交換方式のマンション建築について、基本合意書が作成され、報酬額の覚書も交換された後、共同事業者が一方的に中止した場合、契約締結には至っていないから、仲介報酬は請求できないが、業務協力報酬は履行の

頃、業者Xに、その紹介を依頼した。

Xは、平成五年八月YをAに紹介し、基本仕様の打合せをして、平成五年一二月二八日、AとYの間で、本件事業の基本合意書が作成された。

その後、XY間で仲介報酬について協議がなされ、平成六年三月、YはXに対し仲介業務及び本事業の業務協力の報酬として二五九四万円、消費税七七万八、一〇〇円を支払う旨、覚書が作成された。

マンションの建築業者Aは、昭和六三年東向島の本件土地に等価交換方式によるマンション建築を計画し、平成二年、地権者との間の合意及び基本的な設計を終えた。

しかし、バブル経済の崩壊により、Aのリスクが大きくなつたので、Aは、単独事業を断念し、資金力のあるディベロッパーと共同して事業を遂行することとし、平成五年二月

Xは、Yに対し、本件報酬契約は本件基本合意書の仲介に対する報酬を約したものであ